

沿岸広域振興局長告示第55号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定により、指定一般相談支援事業者が指定一般相談支援事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成24年8月3日

沿岸広域振興局長 齋藤 淳夫

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0332900018	障がい者相談支援事業所 四季	上閉伊郡大槌町小槌第27地割34番地1 シーサイドタウンマスト2階	平成24年6月30日